

兵庫県公報

令和4年3月31日 木曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○平成29年兵庫県告示第353号（技能検定試験手数料の免除）の一部改正（能力開発課）	1
○令和4年度前期技能検定の実施（同）	1
○令和4年度随時実施の2級、3級及び基礎級技能検定の実施（同）	6

告 示

兵庫県告示第422号

平成29年兵庫県告示第353号（技能検定試験手数料の免除）の一部を次のように改正し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

表(1)の項中「35歳未満のもの」を「25歳未満であって雇用保険被保険者」に改め、同表(2)の項中「婦人子供服」を「婦人子供服製造」に、「35歳未満のもの」を「25歳未満であって雇用保険被保険者」に改め、同表(3)の項中「35歳未満のもの」を「25歳未満であって雇用保険被保険者」に改める。

備考を備考2とし、備考1として次のように加える。

備考1 この表において「雇用保険被保険者」とは、技能検定の受検申請日に雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者をいう。



兵庫県告示第423号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、令和4年度前期技能検定を次のとおり実施する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 試験日程及び実施職種

(1) 学科試験

別表のとおり行う。

(2) 実技試験

別表の検定職種について、令和4年6月7日（火）から同年9月11日（日）までの間において、兵庫県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が別途指定する日に行う。

2 試験場所

協会から受検者に対して別途通知する。

3 受検資格

職業能力開発促進法第45条に規定する者であること。

4 受検手続

(1) 提出書類

ア 受検申請書

（受検申請書は、兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課、神戸県民センター県民交流室県民・産業振興課、阪神南県民センター県民交流室県民・産業振興課、阪神北県民局県民交流室地域振興課、東播磨県民局地域振興室県民課、北播磨県民局県民交流室県民・商工観光課、中播磨県民センター県民交流室産業観光課、西播磨県民局県民交流室地域づくり課、但馬県民局地域政策室地域づくり課、丹波県民局県民交流室産業振興課及び淡路県民局交流渦潮室県民・商工労政課並びに協会において配布する。）

- イ 申請者が本人であることを確認できる書類の写し
- ウ 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第65条の規定により学科試験又は実技試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面

(2) 受付期間

令和4年4月4日（月）から同月15日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）。
郵送による提出とし、令和4年4月15日（金）消印分まで有効とする。

(3) 提出先

〒650-0011 神戸市中央区下山手通6丁目3番30号（兵庫勤労福祉センター1階）
兵庫県職業能力開発協会

(4) 手数料

ア 別表の受検手数料の欄に掲げる額を協会が指定する方法により納付すること。
なお、受検申請受付後は、いかなる理由があっても返還しない。

イ 学科試験又は実技試験の免除を受けようとする者は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

5 合格者の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

令和4年9月30日（金）に兵庫県及び協会のホームページにて合格者の受検番号を公表することにより行う。ただし、金属熱処理を除く3級職種に関しては、同年8月26日（金）に行う。
なお、電話による可否の回答は行わない。

(2) 合格通知

技能検定合格者、学科試験又は実技試験の一方のみ合格した者には協会から、令和4年9月30日（金）付けの書面で通知する。ただし、金属熱処理を除く3級職種に関しては、同年8月26日（金）付けの書面で通知する。

(3) 技能検定合格証書等の交付

特級、1級及び単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣名の合格証書を、2級及び3級の技能検定合格者には兵庫県知事名の合格証書を交付する。

このほか、厚生労働大臣から、合格した等級の技能士章が交付される。

6 受検についての問合せ先

(1) 兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課

電話 (078) 362-3369

(2) 協会

電話 (078) 371-2091

別表

1 1級及び2級

検定職種	作業	学科試験日	受検手数料(円)	
			実技試験	学科試験
造園	造園工事	令和4年8月21日(日)	18,200	3,100
金属熱処理	一般熱処理		(9,200)	
	浸炭・浸炭窒化・窒化处理			
	高周波・炎熱処理			
金属プレス加工	金属プレス			
産業車両整備	産業車両整備			

プラスチック成形	射出成形	令和4年8月28日(日)	15,100 (6,100)	
	真空成形			
とび	とび			
築炉	築炉			
防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水工事			
	シーリング防水工事			
化学分析	化学分析			
塗装	建築塗装			
	金属塗装			
	噴霧塗装			
婦人子供服製造	婦人子供注文服製作			18,200 (9,200)
粉末冶金	焼結			
機械加工	普通旋盤			
	数値制御旋盤			
	フライス盤			
	数値制御フライス盤			
	平面研削盤			
	円筒研削盤			
	心無し研削盤			
	ホブ盤			
マシニングセンタ				
鉄工	製缶			
	構造物鉄工			
めっき	電気めっき			
ダイカスト	コールドチャンバダイカスト			
電子機器組立て	電子機器組立て			
建設機械整備	建設機械整備			
家具製作	家具手加工			

建具製作	木製建具手加工	令和4年9月4日(日)	18,200 (9,200)
	木製建具機械加工		
印刷	オフセット印刷		
左官	左官		
畳製作	畳製作		
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ 工事		
	化粧フィルム工事		
貴金属装身具製作	貴金属装身具製作		
園芸装飾	室内園芸装飾		
鋳造	鋳鉄鋳物鋳造		
	非鉄金属鋳物鋳造		
放電加工	数値制御形彫り放電加工		
	ワイヤ放電加工		
建築板金	内外装板金		
	ダクト板金		
工場板金	曲げ板金		
	打出し板金		
仕上げ	治工具仕上げ		
	金型仕上げ		
	機械組立仕上げ		
切削工具研削	工作機械用切削工具研削		
電気機器組立て	変圧器組立て		
	配電盤・制御盤組立て		
鉄道車両製造・整備	機器ぎ装		
	内部ぎ装		
	配管ぎ装		
	電気ぎ装		
石材施工	石張り		
	石積み		
酒造	清酒製造		

ブロック建築	コンクリートブロック工 事		
タイル張り	タイル張り		
表装	壁装		
フラワー装飾	フラワー装飾		

(注) 受検手数料欄の()内は、実技試験実施日が属する年度の4月1日において25歳未満であって、雇用保険被保険者が2級を受検申請する際の手数料である。

2 3級

検定職種	作業	学科試験日	受検手数料(円)	
			実技試験	学科試験
機械検査	機械検査	令和4年7月10日(日)	15,100 (6,100) 【10,100】 <2,900>	3,100
園芸装飾	室内園芸装飾		18,200	
造園	造園工事		(9,200)	
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造		【12,100】	
金属熱処理	一般熱処理		<3,100>	
	浸炭・浸炭窒化・窒化処理			
	高周波・炎熱処理			
機械加工	普通旋盤			
	数値制御旋盤			
	フライス盤			
	マシニングセンタ			
仕上げ	機械組立仕上げ			
電子機器組立て	電子機器組立て			
建築大工	大工工事			
左官	左官			
ブロック建築	コンクリートブロック工 事			
化学分析	化学分析			
塗装	金属塗装			

フラワー装飾	フラワー装飾			
--------	--------	--	--	--

- (注1) 受検手数料欄の()内は、実技試験実施日が属する年度の4月1日において25歳未満であって、雇用保険被保険者が受検申請をする際の手数料である。
- (注2) 受検手数料欄の【 】内は、高等学校、専門学校等の在校生(以下「在校生」という。)が受検する場合の手数料である。
- (注3) 受検手数料欄の〈 〉内は、実技試験実施日が属する年度の4月1日において25歳未満であって、雇用保険被保険者かつ在校生が受検申請をする際の手数料である。

3 単一等級

検定職種	作業	学科試験日	受検手数料(円)	
			実技試験	学科試験
産業洗浄	高圧洗浄	令和4年8月21日(日)	18,200	3,100
塗料調色	調色	令和4年9月4日(日)		



兵庫県告示第424号

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第46条第2項の規定により、令和4年度随時実施の2級、3級及び基礎級技能検定を次のとおり実施する。

令和4年3月31日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 試験日程及び実施職種

別表の検定職種について、令和4年4月1日(金)から令和5年3月31日(金)までの間において、兵庫県職業能力開発協会(以下「協会」という。)が別途指定する日に行う。

2 試験場所

協会から受検者に対して別途通知する。

3 受検資格

職業能力開発促進法第45条に規定する者であること。

(注1) 随時2級は、基礎級又は職業能力開発促進法施行規則及び職業能力開発促進法第47条第1項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令(平成29年厚生労働省令第57号)第1条の規定による改正前の職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号。以下「旧規則」という。)第61条に掲げる基礎1級若しくは基礎2級の技能検定及び当該検定職種に係る3級の実技試験に合格した者に限り受けることができるものとする。

(注2) 随時3級は、基礎級又は規則第61条に掲げる基礎1級若しくは基礎2級の技能検定に合格した者に限り受けることができるものとする。

(注3) 基礎級は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法律第89号)第2条第1項に規定する技能実習生に限り受けることができるものとする。

4 受検手続

(1) 提出書類

ア 受検申請書

(受検申請書は、協会において配布する。)

イ 職業能力開発促進法施行規則第65条の規定により学科試験又は実技試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面

(2) 受付期間

原則として、技能検定試験の受検を希望する時期の30日前まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条に規定する県の休日を除く。)

(3) 提出先

〒650-0011 神戸市中央区下山手通6丁目3番30号（兵庫勤労福祉センター1階）

兵庫県職業能力開発協会

(4) 手数料

ア 別表の受検手数料の欄に掲げる額を協会が指定する方法により納付すること。

なお、受検申請受付後は、いかなる理由があっても返還しない。

イ 学科試験又は実技試験の免除を受けようとする者は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

5 合格者の発表等

合格発表は、兵庫県知事名の合格証書の交付をもって行う。

このほか、随時2級及び3級の技能検定合格者には、厚生労働大臣から合格した等級の技能士章が交付される。

なお、電話による可否の回答は行わない。

6 受検についての問合せ先

(1) 兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課

電話 (078) 362-3369

(2) 協会

電話 (078) 371-2091

別表

検定職種	受検手数料（円）	
	実技試験	学科試験
機械検査、婦人子供服製造	15,100	3,100
さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装	18,200	